

宇和島市分別収集計画(令和4年度第10期)
〔容器包装リサイクル法〕

令和4年6月
宇和島市

宇和島市分別収集計画

令和4年6月15日

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産・大量消費・大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。

そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが必要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっている。そのような環境の下、平成29年10月より宇和島地区広域事務組合において、宇和島市、鬼北町、松野町、愛南町の1市3町での廃棄物の広域処理、新ごみ処理施設の稼働を開始した。

本計画は、このような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の相当の割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を示す。

- (1) 市民・事業者と市が一体になった、ごみの排出抑制とリサイクルを基本とした循環型社会の構築
- (2) 廃棄物の適正処理を推進し、自然環境保全を前提とした適切な廃棄物処理施設の建設及び既存施設の休廃止と有効活用を図る
- (3) 生涯学習都市にふさわしい環境教育の充実を図る
- (4) 不法投棄の根絶を図り環境美化を推進する

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年4月を始期とする5か年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他紙製容器包装、PETボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

※ 資料1参照

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物		3,201t	3,151t	3,102t	3,054t	3,007t
品 目 内 訳	スチール	96t	96t	96t	96t	96t
	アルミ	115t	116t	117t	118t	120t
	無色ガラス	134t	134t	134t	134t	134t
	茶色ガラス	133t	131t	129t	127t	125t
	その他のガラス	50t	50t	50t	50t	50t
	飲料用紙パック	81t	79t	77t	75t	73t
	段ボール	551t	540t	529t	519t	509t
	その他紙製容器包装	470t	461t	452t	443t	434t
	PETボトル	191t	191t	191t	191t	191t
	その他プラスチック製容器包装	1,362t	1,336t	1,311t	1,286t	1,261t
	白色トレイ	18t	17t	16t	15t	14t

〔注〕 本表の数値は、容器包装廃棄物の使用・排出実態調査（8都市平均値）により算定した。

6 容器包装廃棄物の排出の抑制の促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出抑制のための方策は下表のとおりである。なお、実施にあたっては市民・事業者・再生業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力し連携を図る。

容器包装廃棄物の排出抑制のための方策

施 策 名	具 体 的 内 容
① 幼少期から物を大切に する習慣と躰	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校3年生、4年生対象の副読本の中で環境問題を取り上げ啓発を図る ・ 各小中学校の学校給食における牛乳パック回収及び空き缶回収の取り組みを実施し、児童・生徒のリサイクル意識啓発を図る
② 廃棄物問題の啓蒙 啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し市民・事業者等に廃棄物問題の状況について情報を提供し、認識を深めていただく ・ さらに、ごみの排出抑制、分別収集及び再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する啓発活動に積極的に取り組む
③ 環境にやさしい商 品の選択	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物を買うとき 本当に必要なのか、すぐに「ごみ」とならないか考える運動の促進 ・ 過剰包装、使い捨て容器等の使用を控え、詰め替え容器の購入を促進 ・ 物を使うとき 途中で捨てたりしないで最後まで使いきる運動の促進 ・ 物を捨てる時 もう一度使えないか考える運動の促進
④ 資源物回収の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源物集団回収奨励金制度の周知を図り、資源ごみ回収の拡大に努める ・ ケーブルテレビやコミュニティFM等の情報媒体を活用して、資源物回収の情報を発信し、分別の徹底、リサイクルの推進、資源物回収量の拡大に努める ・ 資源物回収の拠点ともなるリサイクルプラザ等の建設を容器包装リサイクル法との関連を考慮し検討する
⑤ ごみ分別出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの分別やリサイクルなどについて、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や各種団体からの要請に応じて職員が説明を行う
⑥ 廃棄物減量等推進 員の活動強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみの出し方の指導・助言（特にリサイクル活動の指導と推進）
⑦ 買い物袋運動の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ マイバッグ持参の推進により、資源の節約とごみの減量につなげる
⑧ 事業所の廃棄物の 調査及び指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物は許可業者と契約し、有料にて 排出することを指導徹底する ・ 無色透明袋にて排出し、分別収集を徹底する ・ 事業所の廃棄物の調査を実施し、これを基にリサイクル等の推進をする

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別区分

(法第8条第2項第3号)

処理施設の状況及び再商品化計画、資源物回収等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分を下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分								
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	びん・缶								
主としてガラス製の容器 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border: none;">┌───</td> <td style="border: none;">無色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">│</td> <td style="border: none;"></td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">茶色のガラス製容器</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">└───</td> <td style="border: none;">その他のガラス製容器</td> </tr> </table>	┌───	無色のガラス製容器	│		└───	茶色のガラス製容器	└───	その他のガラス製容器	びん・缶
┌───	無色のガラス製容器								
│									
└───	茶色のガラス製容器								
└───	その他のガラス製容器								
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	資源物〔古紙類〕 (紙パック)								
主として段ボール製の容器	資源物〔古紙類〕 (段ボール)								
その他紙製容器包装	資源物〔古紙類〕 (雑がみ)								
主としてポリエチレンテレフレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル								

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器
包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

※ 資料2参照

項 目	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	96t									
主としてアルミ製の容器	115t		116t		117t		118t		120t	
無色のガラス製容器	134t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	134t		134t		134t		134t		134t	
茶色のガラス製容器	133t		131t		129t		127t		125t	
	(引渡)量	(独自処理)量								
	133t		131t		129t		127t		125t	
その他のガラス製容器	50t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	50t		50t		50t		50t		50t	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t									
主として段ボール製の容器	394t		387t		380t		373t		366t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	24t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
		24t								
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	191t									
	(引渡)量	(独自処理)量								
	178t	13t								

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝令和3年度収集実績×平成30年度から令和3年度の人口変動率の平均値（98.13%）

なお、人口変動率は、行政区域内人口により次のとおり設定した。

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	H30～R3 平均変動率
76,544人 (対前年度比) 98.05%	75,143人 (対前年度比) 98.17%	73,776人 (対前年度比) 98.18%	72,374人 (対前年度比) 98.10%	70,798人 (対前年度比) 97.82%	

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市から排出される容器包装廃棄物に関し、分別収集を実施する者は、次表のとおりとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管段階
缶	スチール	びん・缶	市による定期収集	民間業者及び市及び宇和島地区広域事務組合環境センター
	アルミ			
びん	無色ガラス	びん・缶	市による定期収集	宇和島地区広域事務組合環境センター
	茶色ガラス			
	その他ガラス			
古紙	飲料用紙パック	資源物〔古紙類〕 (紙パック)	市による定期収集	民間業者
	段ボール	資源物〔古紙類〕 (段ボール)		
	その他紙製容器包装	資源物〔古紙類〕 (雑がみ)		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	宇和島地区広域事務組合環境センター

1.1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

「分別収集の用に供する施設」とは、容器包装廃棄物を分別収集するために準備・整備・管理する施設であり、排出→収集・運搬→選別・保管等のそれぞれの処理の段階で次に示すようなものがある。

一般廃棄物の処理については、平成29年10月より稼働を開始した「宇和島地区広域事務組合環境センター」において、一括して行う。

※ 資料3参照

〔表-1〕 処理の段階ごとの分別収集の用に供する施設の種類

処理の段階	区 分	仕様（形状・形式・能力・数量等）
排 出	資源物収集場所	自治会等の認定団体の集積場所399ヶ所 中学校校区の集積場所38ヶ所 ごみ集積場所1,810ヶ所
収集・運搬	資源物収集車両	機械車及び平ボディ車両にて収集
選別・保管	民間業者 宇和島地区広域事務組合 環境センター	宇和島地区広域事務組合環境センターにてびん、缶、ペットボトルの処理を行う。

〔表-2〕 分別収集の用に供する施設計画

容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール	びん・缶	指定ごみ袋	パッカー車	・民間業者のストックヤード ・宇和島地区広域事務組合環境センター
アルミ				
無色ガラス	びん・缶	指定ごみ袋	パッカー車	宇和島地区広域事務組合環境センター
茶色ガラス				
その他ガラス				
飲料用紙パック	資源物〔古紙類〕(紙パック)	紐かけ	平ボディ車	民間業者のストックヤード(圧縮・保管)
段ボール	資源物〔古紙類〕(段ボール)			
その他紙製容器包装	資源物〔古紙類〕(雑がみ)			
ペットボトル	ペットボトル	指定ごみ袋	パッカー車	宇和島地区広域事務組合環境センター

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めて行くため、環境審議会や連合自治会長等の意見を参考とし、また、自主的なリサイクル活動を推進するため、廃棄物減量等推進員による活動強化を図るものとする。
- 自治会や市民団体等の資源物回収を更に促進するため、資源物集団回収奨励金制度を活用し、資源物回収団体を支援する。
今後、更にごみの減量・資源化を促進するため、全市において市民が輩出しやすい古紙等拠点回収場所を増加する計画を検討する。